

令和6年度加賀市リスクリング支援助成事業実施要領

1 目的

本要領は、加賀市リスクリング講座受講支援事業を実施するに当たって、市内事業所が新規事業の立ち上げなどの事業展開に伴い、当該事業所が雇用する従業員に対して新たな分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合等に必要な費用の一部を助成することについて、加賀市補助金交付規則（平成17年加賀市規則第50号）及び加賀市商工振興事業補助金等交付要綱（平成17年加賀市告示第78号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

2 対象者

リスクリング支援助成事業の対象となる事業所は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 厚生労働省が実施する人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）（以下、「人材開発支援助成金」という。）の支給決定を受けた事業所（以下、「人材開発支援事業実施事業者」という。）にあっては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 人材開発支援助成金を申請するために、石川労働局に職業訓練実施計画届を提出した時点において、市内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業所であり、引き続き市内に事業活動を行う拠点を有すること。
- ② 市税等に滞納がない者であること。

(2) 独自に所属する従業員の訓練を実施する事業所（以下、「独自訓練実施事業者」という。）にあっては、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 教育機関等が提供する集合訓練又はeラーニング等を利用して実施すること。
- ② DXに関する専門的な知識・技能の習得と向上を目的とする訓練又は専門的な資格を取得するための訓練（「業務の効率化、生産性の向上」「集客・販路拡大」「新製品・新サービスの開発」「組織力・営業力の強化」等の効果が期待できる訓練であって、一般的な事務技能等の訓練を除く。）を実施すること。
- ③ 通常の業務と区別できること。
- ④ 市税等に滞納がないこと。

3 事業期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 助成対象経費及び助成額

対象者ごとに次の表のとおりとする。

対象者	助成対象経費	助成基本額	助成額
人材開発支援事業	人材開発支援助成金の	人材開発支援助成金の	助成基本額の3分の1

実施事業者	支給決定を受けた経費のうち、経費助成の対象となる経費	支給決定額のうち、経費助成の助成額	なお、助成金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
独自訓練実施事業者	教育機関等があらかじめ定める講座受講に係る経費又は外部講師を招聘して実施する講座に係る経費（旅費を除く。）	1人あたりの受講者が講座受講に充てる時間数により次に定める額 (1) 受講時間30時間以上の講座 1人40,000円 (2) 受講時間50時間以上の講座 1人80,000円	助成基本額に受講人数を乗じた額 但し、1社につき10人を上限とする。

5 申請書類

対象者ごとに次の表のとおりとする。

対象者	申請に必要な書類
人材開発支援事業実施事業者	① 補助金交付申請書 ② 市税等納付状況調査同意書 ③ 人材開発支援助成金の支給を受けるために、石川労働局に提出した以下の書類の写し ア 職業訓練実施計画届 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）職業訓練実施計画届（様式第1-1号）（石川労働局の受付番号の記載のあるもの） ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）事業展開等実施計画（様式第2号） ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）職業訓練実施計画変更届（様式第3号）（石川労働局の受付番号の記載のあるもの） イ 支給申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）支給申請書（様式第5号） ウ 人材開発支援助成金（事業展開等リスクリング支援コース）支給決定通知書 エ その他必要な書類
独自訓練実施事業者	① 補助金交付申請書 ② 市税等納付状況調査同意書 ③ 当該講座受講に係る教育機関等との契約書又は受講申

	込書等（教育機関等の名称・講座名称・講座の概要・講座の時間数・受講人数・経費がわかるもの）の写し ④ 当該講座受講に係る教育機関等からの受講結果通知等（修了証・受講報告書）の写し ⑤ 費用の支払いを証する書類
--	--

6 その他

助成金の交付決定を受けた者は、必要に応じ市が実施するアンケートや成果の情報提供及び公開等に可能な限り協力するよう努めることとする。